

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書																					
令和6 年 4 月 19 日																					
(あて先) 越谷市長																					
提出者																					
住 所 埼玉県越谷市蒲生3875番地																					
氏 名 富士純薬株式会社																					
代表取締役社長 中崎 崇																					
電話番号 048-986-3191																					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																					
事業場の名称	富士純薬株式会社																				
事業場の所在地	埼玉県越谷市蒲生3875番地																				
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日																				
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																					
① 事業の種類	化学工業																				
② 事業の規模	約13億円																				
③ 従業員数	30名																				
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>製造工程</td><td>引火性廃油</td><td>収集・運搬</td><td>委託処理:焼却、油水分離</td></tr><tr><td>製造工程</td><td>引火性廃油(有害)、強酸、強鹼(有害)、 強アルカリ(有害)、廃酸(有害)、廃アルカリ(有害)</td><td>収集・運搬</td><td>委託処理:焼却</td></tr><tr><td>製造工程</td><td>強アルカリ</td><td>収集・運搬</td><td>委託処理:焼却、中和</td></tr><tr><td>製造工程</td><td>廃油(有害)</td><td>収集・運搬</td><td>委託処理:焼却、 その他中間処理</td></tr><tr><td>研究開発</td><td>廃水銀等</td><td>収集・運搬</td><td>委託処理:ばい焼</td></tr></table>	製造工程	引火性廃油	収集・運搬	委託処理:焼却、油水分離	製造工程	引火性廃油(有害)、強酸、強鹼(有害)、 強アルカリ(有害)、廃酸(有害)、廃アルカリ(有害)	収集・運搬	委託処理:焼却	製造工程	強アルカリ	収集・運搬	委託処理:焼却、中和	製造工程	廃油(有害)	収集・運搬	委託処理:焼却、 その他中間処理	研究開発	廃水銀等	収集・運搬	委託処理:ばい焼
製造工程	引火性廃油	収集・運搬	委託処理:焼却、油水分離																		
製造工程	引火性廃油(有害)、強酸、強鹼(有害)、 強アルカリ(有害)、廃酸(有害)、廃アルカリ(有害)	収集・運搬	委託処理:焼却																		
製造工程	強アルカリ	収集・運搬	委託処理:焼却、中和																		
製造工程	廃油(有害)	収集・運搬	委託処理:焼却、 その他中間処理																		
研究開発	廃水銀等	収集・運搬	委託処理:ばい焼																		

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特定有害産業廃棄物を産出する製造品目の販売中止を行った。 製造方法等を見直し、有機溶剤の使用量削減を検討した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き製造方法を見直し、有機溶剤の使用量削減を検討する。 製品開発時において、特別管理産業廃棄物の発生量が少ない製法を選択する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 製法変更による廃棄物変更を処分委託業者へ情報提供し、法分類～契約内容の見直しを協議した。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新たな製品の製造、既存品の製法変更等が行われる場合は、処分委託業者と事前協議を行い、適切な管理方法等を確認する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 主要な処分委託業者を視察し、廃棄物の処分方法や管理状況を確認した。また、当社への要望等を聞き取り社内共有することで、両者間の信頼関係構築を目指した。		

(第5面)

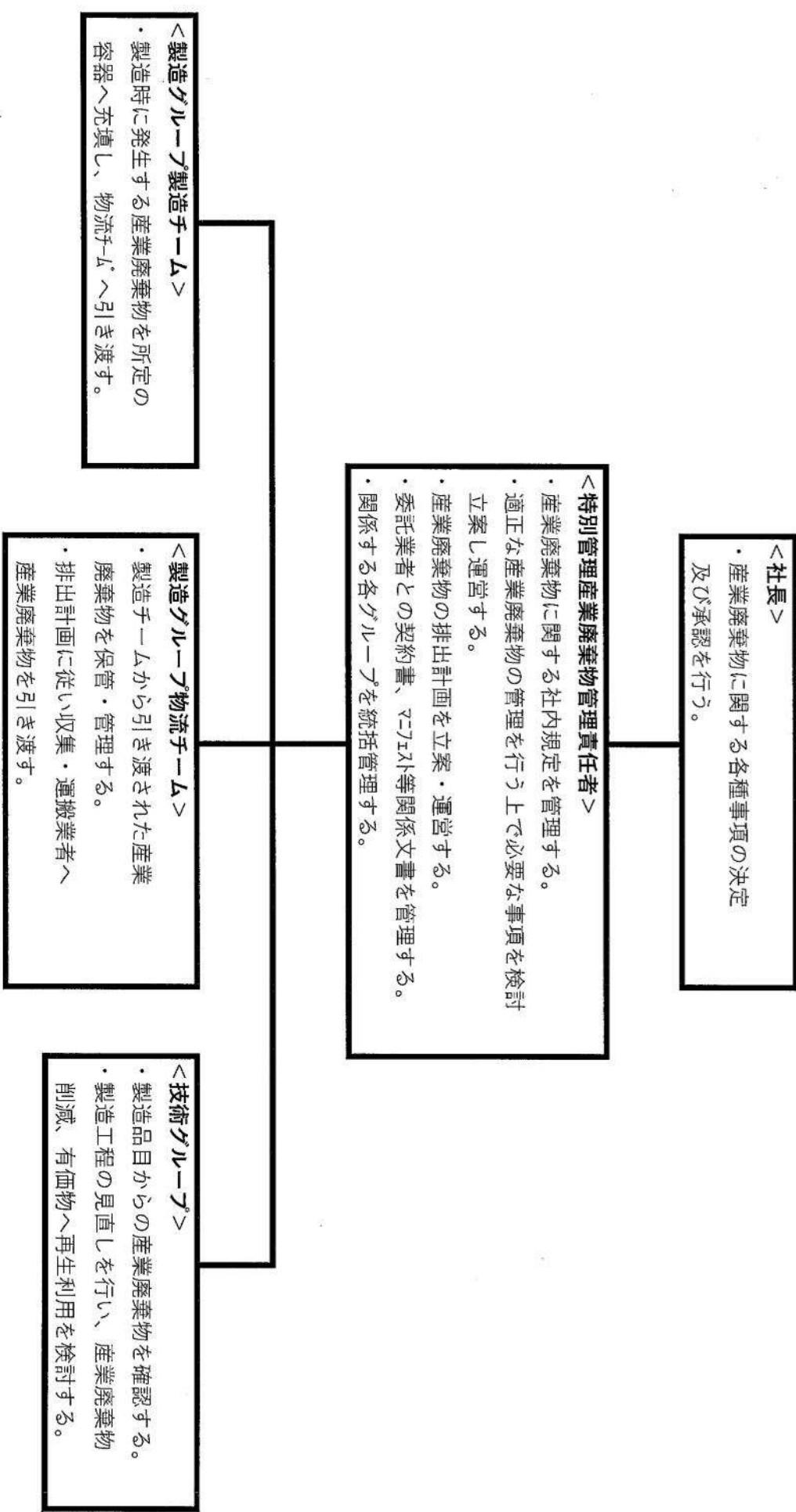
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り		
	全 処 理 委 託 量	t	t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 処分委託業者への積極的な視察を行い、適正な処理が行われているか確認する。 処分委託業者と積極的に情報交換を行い、適正な廃棄物管理体制を維持する。			
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	94.5 t	
(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェストを利用する。 電子マニフェストシステムを使用できる人員を教育する。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙1】 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



【別紙2】

(第2面)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強酸（有害）	強アルカリ	強アルカリ（有害）	廃油（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	廃水銀等
	排出量(t)	61	2.6	3.8	0	0	15	9	2.6	0.2	0.0005
【目標】											
②計画	特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強酸（有害）	強アルカリ	強アルカリ（有害）	廃油（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	廃水銀等
	排出量(t)	55	1.8	3	0	0	13.5	8.5	2	0	0

(第4面)

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】											
①現状	特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強酸（有害）	強アルカリ	強アルカリ（有害）	廃油（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	廃水銀等
	全処理委託量(t)	61	2.6	3.8	0	0	15	9	2.6	0.2	0.0005
	従業員等処理業者への処理委託量	52	1.8	3			15	9	0	0	0.0005
	再生処理業者への処理委託量										
	処理委託先										
	認定熱回収業者への処理委託先										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託先										
	【目標】										
	特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強酸（有害）	強アルカリ	強アルカリ（有害）	廃油（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	廃水銀等
	全処理委託量(t)	55	2	3	0	0	13.5	8.5	2	0	0
②計画	従業員等処理業者への処理委託量	55	2	3	0	0	13.5	8.5	2	0	0
	再生処理業者への処理委託量										
	処理委託先										
	認定熱回収業者への処理委託先										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託先										
	【目標】										